

## 機関名：長崎県交通事故相談所

### 概要

交通事故によって被害を受けられた方々(加害者含む)の救済対策の一環として、専門相談員による問題解決のための指導・助言を無料で行っています。

県庁の常設相談所での面談による相談をはじめ、来所できない方からの電話や手紙による相談のほか、遠隔地の方々のためには市町の協力を得て県下各地で巡回相談を実施しています。

### 業務（相談）内容

- |           |            |             |
|-----------|------------|-------------|
| ①賠償額の算定   | ②示談の進め方    | ③自賠償保険請求等   |
| ④過失の程度    | ⑤債務不履行     | ⑥賠償責任者      |
| ⑦訴訟調停の利用  | ⑧労災社会保険の利用 | ⑨示談解決後の変更取消 |
| ⑩生計の維持 ほか |            |             |

### 利用方法

- (1) 常設相談所(長崎市尾上町3-1長崎県庁2階)  
電話番号095-824-1111 内線3776、3777  
○月曜日～金曜日 9時から16時まで(祝日・年末年始を除く)
- (2) 巡回相談【予約制】(変更する場合がありますので、その都度ご確認ください)  
○佐世保市(毎月第2木曜)  
○島原市(偶数月第4木曜)、諫早市(奇数月第3火曜)、大村市(偶数月第4火曜)  
○平戸市(4・10月)、松浦市(7・1月)  
○対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町(年1回)の振興局や市役所へ相談員が出向き、相談を受けています。  
  
◎巡回相談は事前予約制です。相談日2日前(土、日、祝日を除く)までに上記(1)相談所に電話で予約をお願いします。